

〔講義録〕

コンプライアンスの基礎

吉 盛 一 郎

（長岡大学教授）

（信頼される組織人としてのコンプライアンスの考え方）

1. コンプライアンスの意味
2. 身近なケースに学ぶ コンプライアンスの実践
3. コンプライアンス違反の背景
4. 違反事件を防ぐ手立て－行動基準
5. 結び

1. コンプライアンスの意味

コンプライアンスの語源は、動詞のコンプライ（comply）にあり、コンプライは「何かに応じる・従う・守る」を意味する。したがって、名詞のコンプライアンス（compliance）は「何かに応じること・従うこと・守ること」をいう。また、complete（完成、完成する）とsupply（提供・供給する）の合体した言葉で、従うことによって、完全なものを提供するという意味もある¹。

コンプライアンスは、一般的には「法令遵守」と訳されるが、この語句は、米国で1960年代に独禁法違反、株式のインサイダー取引事件などが発生した際に用いられた法務用語である²。

最近では、図表1のように法令だけでなく倫理的なものもすべて含んで用いられるようになっている。企業の場合でいうと、①～④のことを遵守するということである。国家公務員は①③⑤を遵守する。

図表1 コンプライアンスの定義

- ① 法令遵守（法律、政令、省令等）
- ② 社内規範の遵守（社内規則、業務マニュアル等）
- ③ 社会規範の遵守（社会の常識・良識）
- ④ 理念・ビジョン・計画に適う行動（経営理念、経営哲学、価値観等）
- ⑤ 国家公務員倫理法 2000年4月施行
→ 国家公務員倫理規程 → 倫理と行動規範に関するルールを定めたもの。

企業においては、「業務上のさまざまなリスクを回避するために守るべきさまざまな業務マニュアル、守秘義務、その他の社内ルール、さらにはコミュニティとの関係のような行動指針などを広く遵守すること」³が、コンプライアンスである。

¹ 浜辺陽一郎 著『図解 コンプライアンス経営（第3版）』東洋経済新報社2008年p.8。

² 田中庸介 監修 企業法務研究会 著『実践 コンプライアンス法務』学陽書房 2008年p.17。

³ 浜辺陽一郎 著『前掲書』p.9

結局のところ、社会人として、慎まなければならないことは、脱法的行動や違法行動をとらないことである。

脱法的行動とは、「訴えられなければかまわない、捕まらなければかまわない、罰せられなければかまわない」という行動である。違法行動とは「見つからなければかまわない」という行動である。

2. 身近なケースに学ぶ—コンプライアンスの実践

図表2は、身近な例である。すべて、コンプライアンス違反事例である。こうした事例研究がコンプライアンス違反を未然に防ぐことになる⁴。

図表2 実践例

- ① 就業時間外であれば、アルバイトはできるか。
- ② 就業中に社用パソコンでネットトレードやっていたいか。
- ③ 集金したお金を一時的に流用できるか。
- ④ 会社のコピー機を私用に使うのはいいか。
- ⑤ 終業後なら、セクハラも容認されるか。
- ⑥ 上司が部下に暗黙裡に長時間労働を強いられるか。
- ⑦ 叱咤激励とパワハラはどう違うか。
→ 職権を利用して強制的なものの言い方をしたり、相手の人格を否定したりした、度を越えた言動を「パワハラ」という。
- ⑧ セクハラの相談を持ちかけられた？
→ セクハラをしている上司を飛び越えて、その上の上司に相談する。社内通報制度（ヘルプライン）や外部の専門機関に相談する。
- ⑨ 上司の業務命令には常に従えばいいか。
- ⑩ 同窓会名簿を営業用DMに利用していいか。
- ⑪ 他社の友人に社員名簿を渡していいか。
- ⑫ 退職後なら、前勤務先の機密情報を利用していいか。
- ⑬ 機密情報をUSBメモリに保存して持ち出していいか。
- ⑭ 講演や取材の謝礼は社員個人の収入になるか。
- ⑮ 職場で選挙活動をするのはいいか。
- ⑯ 業務上知り得た顧客情報を他言していいか。
- ⑰ 警察から顧客の個人情報について照会依頼があったとき、教えていいか。
- ⑱ 同僚が軽い飲酒後、車を運転すると言うのだが。
→ ビール一杯でも「飲んだら運転しない」「飲んだ人には運転させない」「運転する人には飲ませない」

図表3は、実際にあった、事件簿である。本人にとっては些細なこと、こっそりしたことが、刑法等にふれて、収監されるか罰金刑を課されることになる。日頃から、コンプライアンスを意識し、誠実な行動をとることが求められている。

⁴ 田中宏司 著『実践！ コンプライアンス 基礎からわかる』PHP研究所 2009年 pp.44-83を参照している。

図表3 事件簿で学ぶ

- ① 業務上横領事件
→ 業務で使う有料道路回数券を払い戻し、換金した金を私的流用
- ② 不正経理
→ 裏金プール（物品を購入したように装って業者に公金をプール）
- ③ 収賄事件
→ 市発注の公共工事で便宜を図った謝礼（数十万円）受け取る
- ④ 覚醒剤事件
→ 覚醒剤の運び屋を務めていた（1回2千円で配達）
- ⑤ 窃盗事件
→ 映画館内のトイレに置き忘れていた財布から現金を盗む
- ⑦ ひき逃げ
→ 車を運転する前に缶ビールを1本飲み運転し、乗用車に追突したが、公務員で飲酒運転がばれるのが怖くて逃げた
→ 自動車運転過失傷害、道路交通法違反（ひき逃げ）
- ⑧ 酒気帯び受付
→ 庁舎の敷地内に止めた車内で酒を飲んだ直後に受付業務
- ⑨ 積立金を窃盗
→ 積立金は職場内のお茶代などに使用。金庫から18万円とキャッシュカード1枚を盗み現金自動預払機で20万円を引き出した。

図表3は公務員の事例が多いが、民間人でも起こりうるものである。金銭的なことや飲酒が、事件につながっている。深酒はストレスが原因と考えられるが、日常のストレスをうまく解消することが求められる。

3. コンプライアンス違反の背景

コンプライアンス違反の背景に言及すると、図表4の内容が考えられる。心の健康を常に保つことである。組織内でのストレスをうまく解消できないときに、心に隙間ができて、大半の不祥事が起きていると考えられる。

図表4 コンプライアンス違反の背景

- ① ギャンブル（パチンコ・競馬等）で借金していないか。
- ② カードで身丈以上の生活をしていないか。
→ カード買い物が多くないか。
- ③ 公務員は民間業者からのお中元・お歳暮を貰わない・接待をうけない。
→ 民間人と癒着する。
- ④ 酒の量が多くないか。深酒はやめる。飲酒運転や迷惑行為につながる。
→ 懲戒処分、年収・退職金を失う・年金も減額される。
- ⑤ 一人ぼっちではないか。相談できる友人・先輩がいるか。こっそりと不法行為をやる。事件はいずれ明らかになる。完全犯罪はありえない。
- ⑥ 組織構成員に頼みごとをしていないか。
- ⑦ インターネットに深入りしていないか。
→ ネット犯罪につながる

4. 違反事件を防ぐ手立て－行動基準（企業人・組織人）

多くの不正行為が内部告発などで発覚している⁵。ここで、違反事件を防ぐ手立てに言及すると、会社（組織）のためだけでなく、自分と家族のために行動し、社会に迷惑をかけないように行動するという、明確な自分の行動基準をもつことである。コンプライアンス違反があれば、図表5、図表6のようになる。自分自身で、日頃からコンプライアンスにたいするリーガルマインド（法的思考力）を養成しておく必要がある。そのためには、多くの事例を研究することである。

図表5 企業のコンプライアンス違反の顛末

コンプライアンス違反 → 世間の批判 → 顧客離れ → 売上減少 → 利益減少 → 資金繰りの悪化 → 経営の悪化 → 経営破綻（倒産）、 → 例：産地偽装・賞味期限違反・リコール隠し・牛肉買い取り制度の悪用・労働法規違反事件など

図表6 個人のコンプライアンス違反の顛末

コンプライアンス違反 → 本人の逮捕 → 刑法等で有罪 → 刑務所に収監・罰金 → 幸福な家庭生活が破綻

違反事件を防ぐ手立ては、図表7のようにハイヤーセルフ（高い次元の自分）に聞いて、セルフチェックをすることを勧める⁶。

図表7 セルフチェック

ハイヤーセルフ（higher self）→高い次元の自分に聞く



- ・行動は、間違いないか－大丈夫か？
- ・行動は社会に通用するか？
- ・行動は法律や倫理規定に違反していないか？

→ 自信がないときは、その行動をやめる

5. 結び

日常生活では心の健康を保つ。悪事は心の隙間に忍び込む。金銭欲、ギャンブルや深酒は心の隙間をつくることになる。違反事件を防ぐには、自分の心に聞いてみる。行動は間違いないか。行動は社会に通用するか。行動は各種法律や行動基準に違反していないか。自分の行動をセルフチェックする。

各自は会社（組織）のためだけでなく、自分と家族のために行動する。コンプライアンス違反があれば、本人逮捕があり、刑法等で有罪になり、刑務所に収監されるか、罰金を納めるかして幸福な家庭生活が破綻する。上司は記者会見もあり得、同僚の士気も低下し、皆に迷惑をかける（図表8参照）。

定期的に倫理規定（就業規則・社内規則・業務マニュアルなど）は声を出して読む。自己の行動において困った

⁵ 宮崎貞至 著『図説 公益通報のすべて－企業と行政の通報処理ガイドライン－』ぎょうせい 2006年 pp.2-8 参照。

⁶ 田中宏司 著『前掲書』p.28を参照している。パナソニック株式会社のエシックスカード「コンプライアンス5つの視点」を紹介している。「①その行為は、法律に違反していないか、②その行為は、経営理念や会社の方針に違反していないか、③その行為は、社会に通用するか、④その行為は、消費者はどう思うか、⑤その行為は、間違いないか、もう一度」など、判断に迷った時に社員は、自分自身に問いかける。

ときは、上司や先輩に確認して行動する。組織内では孤立しない。職場はお互いに労り、正規職員や非正規職員を問わず、思いやりの心がいっぱいの環境にしたい。孤立している職員があれば、声をかけ常にコミュニケーションをはかり、働きやすい職場環境をつくるのが大切である⁷。

図表8 コンプライアンスの基礎

コンプライアンスはなぜ必要か	
→	自分・家族・組織を守るために行動する。
→	社会に迷惑をかけないため。
・	組織長は確固とした倫理観をもつ → 部下を巻き込むことがある
・	仕事に疲れない → ストレスが悪の根源
・	趣味を持つ → 汗をかく → スポーツ・家庭菜園
・	コンプライアンス違反 → 刑法等で有罪 → 収監・罰金 → 幸福な家庭の破綻

参考文献

- (1) 浜辺陽一郎 著『図解 コンプライアンス経営（第3版）』東洋経済新報社 2008年。
- (2) 田中庸介 監修 企業法務研究会 著『実践 コンプライアンス法務』学陽書房 2008年。
- (3) 田中宏司 著『実践！ コンプライアンス 基礎からわかる』PHP研究所 2009年。
- (4) 郷原信郎 著『初級ビジネスコンプライアンス』東洋経済新報社 2009年。
- (5) サーティファイ コンプライアンス 編著『ビジネスコンプライアンス検定 初級問題集』サーティファイ 2009年。
- (6) 宮崎貞至 著『図説 公益通報のすべて－企業と行政の通報処理ガイドライン－』ぎょうせい 2006年。

⁷ 本稿は2010年1月25日国土交通省北陸地方整備局長岡事務所での講演内容に修正加筆したものである。